

鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員の私有車の公務使用に関する取扱 規程

平成19年4月1日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この訓令は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合公用自動車の管理及び使用に関する規則（平成19年規則第14号。以下「規則」という。）第13条第4項の規定に基づき、鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職員が所有する自動車及び原動機付自転車（以下「私有車」という。）を公務のために使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私有車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車であつて、職員が所有し、又は占有し、かつ、現に職員が管理しているものをいう。
- (2) 職員 鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年条例第4号）第1条に規定する職員をいう。
- (3) 旅行命令等 鹿児島県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成19年条例第12号。以下「旅費条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令及び旅行依頼をいう。
- (4) 在勤地 旅費条例第2条第2項ただし書に規定する在勤公署の存する市町村をいう。

(私有車の登録)

第3条 私有車を公務のために使用する場合は、あらかじめ使用する私有車を私有車登録台帳（様式第1号）に登録しなければならない。

2 登録できる私有車は、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に定める責任保険に加入し、かつ、任意保険の対人保険額が無制限及び対物保険額が1,000万円以上に加入しており、法令基準に基づき整備管理が適正になされているものに限るものとする。

3 前2項の登録内容に変更が生じたときは、その都度、総務課長に変更を届け出なければならない。

（公務使用の許可）

第4条 職員が公務のために旅行する場合に私有車（原動機付自転車を除く。）を使用するときは、旅行命令等により許可を受けなければならない。

2 職員が前項に規定する旅行命令等によらずに私有車を使用するときは、公務使用許可簿（様式第2号）に必要事項を記載し、規則第13条第2項に規定する総務課長の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第5条 私有車を公務のために使用できる基準は、規則第13条第3項の規定に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）公用自動車が使用できず、かつ、公共交通機関を利用した場合において、公務遂行の効率が著しく悪いとき。

（2）その他緊急又はやむを得ない事情等がある場合

2 私有車の公務使用を許可できる区域は、旅行命令等による場合は原則として鹿児島県内、公務使用許可簿による場合は在勤地内とする。

（旅費の支給）

第6条 旅行命令等により私有車を使用した場合は、別に定めるところにより旅費を支給することができる。

（遵守事項）

第7条 私有車を使用しようとする者（次項において「運転者」という。）は、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他関係法令の規定を遵守するとともに、安全運行の管理及び交通事故の防止に努めなければならない。

2 運転者は、使用前において私有車の車両点検を行い、安全に使用できることを確認してからでなければ使用してはならない。

3 交通事故を起こしたとき、又は旅行命令に従って旅行することができなくなったときは、その状況を総務課長に報告しなければならない。

4 前3項に掲げるもののほか、私有車の使用に際しては、規則第4条第2項第1号、第3号及び第4号並びに規則第8条第1項の規定を準用する。

(第三者に係る損害補償)

第8条 職員が、許可を受けた私有車で公務遂行中に交通事故により第三者に対して損害を与えた場合において、その責任による損害額が当該私有車に係る自動車保険によって補てんされる額を超えるときは、その超える分は広域連合が補償するものとする。

2 前項の場合において、職員に故意又は重大な過失があるときは、広域連合の負担した範囲内において、広域連合は当該職員に求償することができる。

(補償)

第9条 職員が交通事故の発生により負傷等を負ったときは、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定を適用し、必要な補償を行うものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。